# 令和９・10年度一般競争（指名競争）参加資格審査
# 申　請　書　類　作　成　要　領

1　当省では、審査事務を一元的に行うので、申請書類は「法務省大臣官房施設課長」に提出すれば足りる。

2　申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた（最新）経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」（様式３）については申請日現在）とする。

3　申請書類に用いる文字はＪＩＳ第一水準及び第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字又は仮名に書き換えること。

4　「入力フォーム」に必要事項を記載し、「PDF出力」シートにある「PDF出力」ボタンをクリックすると、自動的に申請書の各様式及びQRコードが作成されることから、「入力フォーム」へ記載した内容に誤りがないか必ず確認すること。

5　入力フォーム入力に当たっての留意事項について

(1)「建設工事用申請書類」シートの入力について

ア　代理人による申請の有無について

行政書士等の代理人により申請を行う場合にのみ入力すること。該当がない場合は空欄とすること。

(ｱ) 郵便番号欄は、-（半角ハイフン）で区切った８桁の半角数字で記載すること。

(ｲ) 住所欄は、丁目や番地をー（全角ハイフン）により省略して、全角で記載すること。

(ｳ) 電話番号の市外局番、市内局番及び番号は、-（半角ハイフン）で区切った半角数字で記載すること。

(ｴ) 委任状について

工事種類欄は、今回の申請において希望する工種（「建築一式」、「電気工事」、「管工事」等）を記載すること。

イ　申請者（本店）の情報について

(ｱ) 新規又は更新欄は、該当する申請区分を選択すること。

なお、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合には、（新規）を選択すること。

(ｲ) 適格組合証明欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。

(ｳ) 法人番号欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。

登記事項証明書に記載されている 12 桁の会社法人等番号ではないため、留意すること。法人番号が不明な場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索することができる。

なお、法人番号が指定されていない者（個人事業者、共同企業体等）は、空欄とする。

(ｴ) 郵便番号欄は、上記５(1)ア(ｱ)と同じ。

(ｵ) 本社（店）住所欄は、上記５(1)ア(ｲ)と同じ。

(ｶ) 商号又は名称欄は、株式会社等、法人の種類を表わす文字を下表の略号（カッコは全角）を用いて記載すること。

なお、 共同企業体の場合は、共同企業体名（例：○○建設共同企業体）を記載すること。

| 種類 | 株式会社 | 有限会社 | 合資会社 | 合名会社 | 協同組合 | 協業組合 | 企業組合 | 合同会社 | 有限責任事業組合 | 経常建設共同企業体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 略号 | (株) | (有) | (資) | (名) | (同) | (業) | (企) | (合) | (責) | (共) |
| 種類 | 一般財団法人 | | 一般社団法人 | | 公益財団法人 | | 公益社団法人 | | 特例財団法人 | 特例社団法人 |
| 略号 | (一財) | | (一社) | | (公財) | | (公社) | | (特財) | (特社) |

(ｷ) 本社（店）電話番号欄は、５(1)ア(ｳ)と同じ（担当者電話番号欄も同じ）。

なお、携帯電話番号を入力する際は、どちらかの半角ハイフンを省略して記載すること。

(ｸ) メールアドレス欄は、当省からの種々の連絡に対応可能なアドレスを正確に記載すること。

ここで入力したメールアドレス宛てに資格決定通知書（PDF 形式）を送信する。

代理申請の場合も、申請者本人（申請者たる法人等の申請関係事務担当者）のメールアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを有しない場合は、空白とすること。

(ｹ) 本社（店）FAX 番号欄は、５(1)ア(ｳ) と同じ。なお、同番号を有しない場合は空欄とすること。

(ｺ) みなし大企業欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」を選択し、上記に該当しない場合は「該当しない」を選択すること。

(ｻ) 外資状況欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する項目（１、２又は３のいずれか）の国名欄に外国名を、項目の番号が３の場合には外資比率欄に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。

なお、「２ 日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３ 日本

国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(ｼ) 営業年数欄は、総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）に記載されている「営業年数」を半角数字で記載すること。

なお、共同企業体の場合は各構成員の「営業年数」の平均（１年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の「営業年数」の平均（１年未満切り捨て）を記載すること。

(ｽ) 総職員数欄は、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者及びその支配人で常駐のものの数を加えた数を記載すること。

共同企業体の場合は、各構成員の総職員数の合計人数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の合計人数を記載すること。

ウ　経営審査の総合評定値通知書の情報について

(ｱ) 建設業許可番号欄は、総合評定値通知書に記載されている建設業許可の番号（８桁）を-（半角ハイフン）で区切り記載（共同企業体の場合は代表者のものを記載）すること。

(ｲ) 資本金額欄から評点(Y) 欄は、総合評定値通知書に記載されている金額及び数値を記載すること。

(2)「競争参加希望工種区分の情報」シートの入力について

ア　建設工事の種類欄は、プルダウンにより、01 から 29 までの当省が設定した工事種別に対応する競争参加資格希望工種を選択すること。行が不足した場合は、行追加ボタンをクリックして追加される行に記載すること。

イ　完成工事高欄は、競争参加資格希望工種ごとに年間平均完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。

なお、01 から 29 までの工事種別に該当しないものがある場合はプルダウンから「その他」を選択し、一括して計上すること。

おって、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた年間平均完成工事高を記載すること（吸収前の総合評定値通知書及び吸収後の総合評定値通知書を確認した上で記載すること。）

また、共同企業体の場合は各構成員の年間平均完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の年間平均完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「年間平均完成工事高」とは、原則として総合評定値通知書における「２年平均」と同じとする。

ウ　評点欄については、総合評定値通知書に記載されているものを記載すること。

エ　本社・支店・営業所又は出張所の所在都道府県別希望地域欄は、競争参加資格希望工種ごとに、当該都道府県に、当該希望工種に係る経営事項審査を受けた建設業の許可を有す

る本社、支店、営業所又は出張所がある場合で競争参加を希望する地域には「A」を、当該希望工種に係る経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本社、支店、営業所又は出張所がない場合で競争参加を希望する地域には「B」をプルダウンにて選択し、その他は空欄とすること。

なお、共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合についても、同様とする。

(3) 「工事経歴書」シートの入力について

経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書（直前１年分）の写しを提出する場合は、本シートへの入力・作成を省略することができる。

本シートに入力して工事経歴書を作成する場合は、シート末尾の記載要領に従って記載すること。

なお、建設工事の種類はプルダウンで選択の上、種類ごとに記載（「ページ追加」ボタンをクリックすると、別の種類の工事経歴書を作成することができる。）すること。また、行が不足した場合は行追加ボタンをクリックし、適宜対応すること。

おって、申請者が共同企業体の場合は、共同企業体として施工した工事及び各構成員が単体で施工した工事について記載し、申請者が官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が単体で施工した工事について、それぞれ記載すること。

(4)「営業所一覧の情報」シートの入力について

シート末尾の記載要領に従って記載すること。

「建設業許可業種」（上段）欄には、営業所ごとに、建設業の許可を受けている業種を、プルダウンから○印を選択して記載すること。

また、営業所ごとに、当該営業所の「営業区域」（下段）を示す都道府県コード（下表参照）を、プルダウンから選択すること。

なお、共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

| ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 | ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 | ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 | ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 | ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 | ｺｰﾄﾞ | 都道府県名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 00 | 全国 | 08 | 茨城県 | 16 | 富山県 | 24 | 三重県 | 32 | 島根県 | 40 | 福岡県 |
| 01 | 北海道 | 09 | 栃木県 | 17 | 石川県 | 25 | 滋賀県 | 33 | 岡山県 | 41 | 佐賀県 |
| 02 | 青森県 | 10 | 群馬県 | 18 | 福井県 | 26 | 京都府 | 34 | 広島県 | 42 | 長崎県 |
| 03 | 岩手県 | 11 | 埼玉県 | 19 | 山梨県 | 27 | 大阪府 | 35 | 山口県 | 43 | 熊本県 |
| 04 | 宮城県 | 12 | 千葉県 | 20 | 長野県 | 28 | 兵庫県 | 36 | 徳島県 | 44 | 大分県 |
| 05 | 秋田県 | 13 | 東京都 | 21 | 岐阜県 | 29 | 奈良県 | 37 | 香川県 | 45 | 宮崎県 |
| 06 | 山形県 | 14 | 神奈川県 | 22 | 静岡県 | 30 | 和歌山県 | 38 | 愛媛県 | 46 | 鹿児島県 |
| 07 | 福島県 | 15 | 新潟県 | 23 | 愛知県 | 31 | 鳥取県 | 39 | 高知県 | 47 | 沖縄県 |

(5)「共同企業体等調書（技術職員数）及び同調書（元請完成工事高）」シートについて

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものである。

なお、建設工事の種類欄は、プルダウンで選択すること。なお、行が不足した場合は、

「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。また、列が不足した場合は、「共同企業体追加」ボタンをクリックして追加される列に入力すること。

各欄については、次の要領により記載すること。

ア　一級、（講習受講）、基幹、二級及びその他の欄については、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、それぞれ記載すること。

イ　自己資本額及び利益額の欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄及び「利益額」欄に記載されている数値をそれぞれ記載すること。

ウ　経営状況の欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を記載すること。

エ　その他の評価項目の欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を記載すること。

オ　元請完成工事高欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を記載すること。

(6)「工事分割内訳表」シートの入力について

シート末尾にある記載要領に従って記載すること。

競争参加資格希望工種区分は、プルダウンから選択すること。

なお、行が不足した場合は、「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。

総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、細区分工種対応表（別紙）に定める細区分工種に分割して作成すること。

本表の提出は必須とし、細区分工種が一種類の場合も必ず提出すること。

（例）建設業許可工事種別の「02　建築一式」を細区分工種に分割する場合

（単位：千円）

| 競争参加資格希望工種区分<br>建設業法上の建設工事 | 建　築 | 木造建築 | プレハブ建　築 | 施設保全 | 遮音壁 | | ※合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01　土　木　一　式 | | | | | | | |
| 02　建　築　一　式 | 686,000 | 48,000 | 85,000 | 32,000 | 5,000 | | 856,000 |
| 03　大　　工 | | | | | | | |

（参　考）　細区分工種の工事の内容（細区分工種対応表（別紙）参照）

建　　築：建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの

木造建築：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事に関するもの

プレハブ建築：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工する建築工事に関するもの

施設保全：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事に関するもの

遮　音　壁：建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの

6　入力フォームで作成されないその他添付書類等について

(1) 経常建設共同企業体協定書

経常建設共同企業体での申請者のみ提出すること。

なお、当省における経常建設共同企業体の構成員の要件は、次のとおりである。

ア　各構成員は、経常建設共同企業体での希望工種について、単体として当省における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時認定は行わないので、当該企業を構成員とする経常建設共同企業体での資格登録を行った時点で、単体企業としての資格登録を取り下げること。

イ　資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の会社若しくは個人であること。

ウ　同一の等級若しくは直近の等級に格付けされた者等による組合せであって、その数は２者又は３者であること。

エ　当省において他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(2) 総合評定値通知書の写し

建設業法第 27 条の 29 第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの。

随時申請をする場合においては、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、随時申請の日の１年７か月前までの間の決算日を審査基準日とするものに限る。

なお、共同企業体の場合は各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

(3) 納税証明書　※合計２枚必要となる。

直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式その２（必須書類）に加えて、その３又はその３の２若しくはその３の３（いずれか１つの選択式）のことをいう（証明年月日が申請日から３か月以内のものに限る。９の項参照。）

| 様式 | 証明の内容 | 個人 | 法人 |
|---|---|---|---|
| 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３ | 未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書 | ○ | ○ |
| 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２ | 「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書 | ◎ | |
| 国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３ | 「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書 | | ◎ |

注１　できる限り「◎」の付いた証明書を提出すること。

注２　「〇」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注３　納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注４　納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付することができず、納税証明書の写しを提出することができない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出することができない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(4) 返信用封筒（メールアドレスがない場合のみ）

メールアドレスを有しない場合（上記５(1)イ(ｸ)で入力フォームに記載することとしているメールアドレスを記載することができない場合）は、返信用封筒（長形３号又は角形４号）に資格決定通知書の送付先（代理人は不可）の郵便番号、住所及び宛名を記載し、日本郵便株式会社が定める送料分の切手を貼付すること。

なお、入力フォームの所定の欄にメールアドレスを記載した場合は提出不要である。

おって、受付証等の発行はしていない。

7　QR コードの取扱いについて

QR コードは当省が管理するシステムに申請情報を読み込むために必要なものであり、申請書類等を郵送又は持参する場合において、QR コード印字部分に折り目がつくと、バーコードリーダーにより読み込むことができなくなることがあるため、QR コード印字部分に折り目が付かないように留意すること。

なお、提出された QR コードが読み込めない場合は、再度の提出を依頼することとなる。

8　資格審査の特例について

官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合に限る。）で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、上記６(2)から(4)までの添付書類のほか次の書類を添付すること。

ア　官公需適格組合証明書の写し

イ　組合員名簿（役員等が判別できるもの。）

なお、資格審査の特例を希望する場合は、申請書（様式１－１）及び申請用封筒の表面に『特例扱い希望』と朱書きすること。

9　証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機又は複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

10　外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 「建設工事用申請書類」シートのイ申請者（本店）の情報における本社（店）住所欄に

は、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を続けて記載すること。

(2) 商号又は名称欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載を要しない。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載すること。

11　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者は、当省が定める手続により、再度の申請をすることができる。（申請方法については、法務省大臣官房施設課経理係に問い合わせること。）

12　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査を受けた者は、当省が定める手続により再度の申請を受けることができる。（申請方法については、法務省大臣官房施設課経理係に問い合わせること。）

13　参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

14　資格決定通知後に登録内容の変更があった場合の届出

下記(1)の届出事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」を電子メール、郵送又は持参により法務省大臣官房施設課経理係へ提出し、下記(1)アからエまでの届出事項の変更の場合は、下記(2)の添付書類を併せて提出すること。

また、(1)カの営業所の追加等及び競争参加を希望する地域の変更等があった場合は、添付書類として、申請書の２葉目（様式１－２）及び営業所一覧表（様式３）を併せて提出すること。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、変更の届出ではなく、新規登録と同じ申請手続を要する。

(1) 届出事項

ア　本社（店）住所

イ　商号又は名称

ウ　法人である場合は代表者氏名、個人である場合にはその者の氏名

エ　許可・登録の状況

注　資格有効期間内に新しい審査基準日の総合評定値通知書を取得した場合や、建設業許可の更新の場合には、業種や建設業許可番号等の変更等がなければ届出は不要。

オ　電話番号、FAX 番号、メールアドレス

カ　営業所の所在地

注　営業所の新設又は廃止を含む。

(2) 添付書類

ア　法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書など変更前及び変更後の事項が確認できるもの）の写し

イ　個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

ウ　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書等の写し

15　新たに業種を追加する場合の手続

新たに業種を追加する場合は、再度資格審査を行う必要があるため、新規登録と同じ申請手続を要する。